

住宅用省エネルギー設備設置に補助をしています

成田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金

成田市では地球温暖化の防止等環境の保全と電力の強靱化を目的として、省エネルギー設備を設置した市民に予算の範囲内において補助を実施しています。

補助対象設備及び補助額（令和7年度）

補助対象設備	設備の概要	補助金額	備考
太陽光発電システム 	既存住宅の屋根等に設置する太陽電池を用いて太陽の光を電力に変換する仕組みであり、余った電力を電気事業者へ供給することができる仕組みのもの。（蓄電池またはHEMSの併設要件あり）	上限9万円 （1kW当たり2万円）	既存住宅のみ
エネファーム 	都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯などに利用できるもの。	停電時自立運転機能 あり：10万円 なし：5万円	
蓄電池 	再生可能エネルギーにより発電した電力または夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの。 （太陽光発電システムの併設要件あり）	上限7万円	
エネルギー管理システム機器（HEMS） 	家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るための機器。	上限1万円	
太陽熱利用システム	太陽の熱を集め、水や空気を効率よく温めて給湯や暖房に利用することができるシステム。（強制循環型に限る）	上限5万円	
地中熱利用システム	年間を通じて温度が一定の地中の熱を利用して効率よく空調等を行うシステム。	上限10万円	
断熱窓 	住宅における熱の流出入を抑制する効果のある断熱性能が高い窓が対象。（市の指定する補助対象製品である要件あり） 既存住宅の窓を改修し、一の居室等を単位として、外気に接する全ての窓を断熱窓とすること。	一戸当たり 上限8万円 （設備購入費・工事費）×25%	
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 	自動車検査証の燃料の種類が電気自動車にあつては「電気」、プラグインハイブリッド自動車にあつては「ガソリン・電気」または「軽油・電気」で、国の補助事業の対象のもの。（太陽光発電システムの併設要件あり） （自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」に限る）	太陽光併設のみ：10万円 太陽光・V2H併設：15万円	
電気自動車充放電設備（V2H）	電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる設備で、国の補助事業の対象のもの。 （太陽光発電システムとEVまたはPHVの併設要件あり）	上限25万円 設備本体購入費×10%	
集合住宅用充電設備 	既に建築工事が完了している市内の集合住宅へ設置する電気自動車等充電設備。 （国の実施する補助制度の交付決定を受けているものに限る。）	住民以外の利用が可能：1基あたり上限100万円 （国の補助額×2/3） 可能でない：1基あたり 上限50万円 （国の補助金額×1/3） ※複数口の設備の場合は上限×口数	

（裏面もあります）

補助対象者

自分が住む市内の住宅(店舗等と併用可)に未使用品の住宅用省エネルギー設備を設置した方、未使用品の住宅用省エネルギー設備(太陽光発電システム・断熱窓・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び集合住宅用充電設備を除く)が設置された市内の住宅(新築を含む)を購入した方で次のいずれにも当てはまる方

- ・ 上記住宅の所在地に住民登録していること(申請者が法人の場合を除く)
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 住宅を自分が所有していない場合(賃貸、他の家族名義など)は、所有者の設置の承諾を受けていること(電気自動車などは除く)
- ・ 工事請負契約又は住宅の売買契約を締結して設置を完了してから2年以内であること

ただし、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車については、申請する年度の3月10日までに納車されていること(車検証の日付で確認)

また、V2H充放電設備及び集合住宅用充電設備については、申請する年度内に工事を実施し、その年度の3月10日までに設置を完了し、申請できること

- ・ 太陽光発電システムについては、電気事業者と余剰売電の契約を締結していること
- ・ 集合住宅用充電設備は令和7年4月1日以降に着手した工事が対象

また、断熱窓についてはマンション等の管理組合、集合住宅用充電設備については、集合住宅の所有者及び管理組合の方のご申請も可能です。

申請について

- ・ 申請書類受付期間：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H充放電設備または集合住宅用充電設備は令和8年3月10日まで。
それ以外は令和8年3月31日まで。(ただし、設備を設置した日、設備が設置された住宅を購入した日の翌日から2年以内。)
- ・ 対象設備の設置後に成田市へ補助金の申請をしていただきます。
- ・ 国等に補助金を申請している場合も、別途、市に補助金を申請できます。

提出・お問い合わせ先

成田市花崎町760番地 成田市役所 5階 環境部環境計画課

電話：0476-20-1533 ファックス：0476-22-4449

Eメール：kankei@city.narita.chiba.jp

詳しくは↓

ホームページ：<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page111200.html>

ホームページ ⇒

